

10. その他

NO	所在 都道府県	提案団体 名称	特区構想	特区想定地域	概要
			名称	具体的地域	
1	北海道	早来町	農業施設等多目的 利用特区	早来町	水道水源の確保に苦慮しており、国営土地改良事業により造成されたダムについて、受益地の公共転用等による必要水量の減少に伴う余剰水の利用に係る大臣協議、建設費用再配分等手続きの簡素化や費用負担の免除を行うことにより、水道事業への有効利用を進める。
2	北海道	早来町	温泉資源活用特区	早来町	昔から親しまれてきた温泉施設が老朽化、狭隘化して利用者の強い改築要望があるが、市街化調整区域内における開発許可の規制の特例により、改築に併せて公共浴場施設、宿泊施設等を一体的に整備し、町民サービス向上、観光振興、雇用創出による活性化を図る。
3	北海道	赤井川村	畑地かんがい施設 多目的利用特区	赤井川村	野菜類の生産を基幹産業とするカルデラの里、赤井川村において、畑地かんがい用水のため築造した落合ダムのデットウォーターを、生活用水、防火用水、農産物加工用の水などに利用するため、かんがい用水の目的外使用を可能とする土地改良法等の規制の特例を導入し、新たな事業展開、住民生活の安定化を図る。
4	福島県	須賀川市	しあわせ定住特区	須賀川市（中心市街地活性化区域等）	中心市街地や既存集落における人口減少に対応するため、土地区画整理事業の導入を容易にするための面積要件の緩和、市街化調整区域における住宅の開発許可の容易化などの規制の特例を導入し、各地域への定住促進を図る。
5	福島県	高郷村	高郷村地域活性化 特区	高郷村	当地域には、4箇所の発電所があり、水力発電施設周辺地域交付金が交付されているが、規制の特例として、その用途範囲を拡大することにより、住民の生活環境改善を図る。
6	茨城県	つくば市	開発促進特区	つくば市内のつくばエクスプレス沿線開発地区	平成17年度に開通が予定されているつくばエクスプレスの沿線開発地区において、大量に供給される住宅地を暫定的に活用して商業系の利用を行い、まちの早期熟成を図るため、期間限定の用途規制の特例を導入する。
7	群馬県	群馬県	商業・ビジネス施設集積特区	前橋・高崎地域の各市の中心市街地活性化基本計画の対象区域内	中心市街地の空洞化が改善されていない高崎市、前橋市において、大規模小売店舗の出店等に際して、新設・変更後の8ヶ月の新設・変更の禁止の廃止などの規制の特例を導入し、中心市街地の活性化を図る。

8	埼玉県	埼玉県	環境優先型土地利用特区	都市機能と自然環境との調和した良好な開発整備が望まれる地域	今後の街づくりにおいて、環境に配慮した県土の整備創出を図るため、土地の区域区分の変更を伴う開発整備のうち県や市の総合計画で位置付けられている事業で、環境配慮等一定の条件を満たすものについては、県に土地利用にかかる権限が委譲されるような規制の特例を導入する。
9	埼玉県	新座市	良好なまちづくり特区	新座市内の市街化区域に隣接する市街化調整区域	市内の市街化調整区域の目的外の乱開発を防止するため、市街化区域に隣接する調整区域について、一定面積の開発について市街化区域に編入できるように、県の定める市街化区域への編入要件を緩和する。
10	埼玉県	狭山市	産業集積特区（仮称）	狭山市	製造品出荷額等で県内トップのシェアを誇る狭山市において、既存の工業集積を活かしつつ、工業団地周辺や圏央道インターチェンジ・幹線道路周辺への工場、研究開発施設、流通施設等の立地の促進を図るため、開発許可基準の緩和や農用地区域からの除外などの規制の特例を導入する。
11	千葉県	市川市	塩浜自然環境特区	市川市塩浜2丁目、3丁目	良好な自然環境に恵まれているＪＲ市川塩浜駅周辺において、環境に配慮した市街地開発事業を行うに際して、地方税の減免を行い、企業の進出意欲を促す。
12	千葉県	市川市	いちかわＩＴビジネスモデル地区	市川市	行政サービスのＩＴ化、地域コミュニティビジネス等の促進、首都圏におけるＩＴ人材研修センターの誘致を行う。
13	千葉県	沼南町	商業流通業務型産業立地特区	沼南中央地区	当地区は中心市街地として整備すべき重要な地区であり、商業業務系の開発拠点として、市街化調整区域における開発許可の基準緩和などの規制の特例によって早急な事業化を図る。
14	千葉県	沼南町	R-16沿道商業特区	沼南町国道16号線沿道奥行100mの区域	当該地域は商業施設立地の好位置にあるが、市街化調整区域であり、都市計画法上の面積要件の基準に達していないため、整備が進まない状況である。このため、特区として面積要件を緩和し、地域が期待している事業の具体化を図る。
15	東京都	千代田区	都心再生開発特区	大手町・丸の内・有楽町地区、秋葉原地区、飯田橋地区等	都心区では都市の魅力を高め、国際的都市間競争に勝ち抜いていける都市の再生を進めているが、都市再生特別地区の設定とあいまって、財源確保のための開発特区税を創設し、都市再生の機動的な実現を図る。

16	東京都	杉並区	京王井の頭線久我山駅南口広場整備	杉並区久我山駅南地区	神田川により分断されている駅前区域において、河川の工作物設置基準等の規制の特例により、神田川の上部空間を利用して駅前広場を構築し、連続した空間利用ができるようにする。
17	東京都	港区	港湾再生特区	港区海岸2丁目の一部	現在臨港地区に指定されている港区海岸2丁目地区において、港湾機能を維持しつつ、商業・業務・都市型住宅地区として再生させるため、新たに住宅等の建設が可能な港湾再生特区を設ける等の規制の特例を導入することによって、整備目標の早期実現を図る。
18	東京都	港区	社会基盤整備特区	千代田区、港区、中央区、新宿区	昼間人口が夜間人口の約6倍にも達し、都内昼間人口の約2割が集中する都心4区において、社会基盤整備を進める財源確保のため、消費税交付金の交付基準、固定資産税の還元等の特例措置を行う。
19	東京都	青梅市	青梅インターチェンジ物流特区	青梅市今井4丁目	ハイテク産業の集積地に近接する圏央道青梅インターチェンジ周辺地区において、農振地域内農用地から除外するための農用地区域の変更にかかる要件の緩和により、平成16年の中央道八王子ジャンクションへの圏央道接続とあいまって、物流拠点としての整備促進を図る。
20	東京都	三鷹市	産業振興・創業支援特区	三鷹市	「住工共生」のまちづくりを目指して、住居系用途地域内における製造業事業所の建替え、商工会と商店街振興組合の併設等に関する規制の特例を導入することにより、活力ある地域社会の形成を図る。
21	神奈川県	山北町	水源地域環境共生複合特区	山北町	丹沢大仙国定公園等の豊かな森林と清流を持つが、過疎化が進行する中で、水源地域における自然環境の保全と限られた土地の有効活用に向け、農地転用許可、開発許可、保安林指定解除など各種の施設立地規制を総合的な調整のもとで緩和する規制の特例を導入することにより、環境と共生した新たな産業の集積等を図り、水源地域の個性ある町づくりを目指す。
22	石川県	石川県	金沢都心軸先端産業型業務特区	都心軸（金沢港～金沢市～武蔵ヶ辻～香林坊・片町）	金沢副都心地区は、区画整理事業により基盤整備が進められているが、土地の高度利用のために容積率制限を緩和するなどの土地利用規制の特例を設けることにより、居住環境や先端産業・商業業務機能の再構築を促進する。
23	石川県	金沢市	伝統的まちなみ再生特区	まちなか区域及び伝統環境保存区域	日本でも数少ない藩政期から残るまちなみを有する金沢城周辺の地区の特性を活かして、市が独自に行っている「まちなか定住促進事業」「伝統的景観保全事業」の実施とあいまって、伝統的建造物の保存のための建築制限の緩和などの規制の特例を導入し、歴史的文化を生かした個性あるまちづくりを推進する。

24	長野県	松本市	うるおいインダストリー特区	松本臨空工業団地及び新松本臨空産業団地	工業専用地域の土地利用規制の特例により、工業用地の有効活用ならびに企業の従業員の利便性の向上を図り、企業誘致を促進して地域経済を活性化する。
25	岐阜県	岐阜県	ハイウェイ・フロント特区	関市（東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点付近）	岐阜県関市は、東海北陸自動車道、東海環状自動車道の結節点にあり、中部国際空港や名古屋港等の国際物流との連携を視野に入れた広域物流拠点としての役割が期待されていることから、補助、金融、税制優遇等の支援とあいまって、土地開発公社の物流事業用地について賃貸ができるよう規制の特例を導入し、物流拠点としての整備を促進する。
26	岐阜県	柳津町	岐阜流通業務市街地地域	岐阜流通業務団地及びその周辺	既設流通団地内での宅地の遊休化が進むなか、流通業務市街地の活性化に資するため、流通市街地の整備に関する法律の一部解除及び運用により、現行では限定されている誘致可能な業種の枠が取り除かれ、企業立地が促進される。
27	静岡県	豊田町	農村地域経済再生特区	豊田町高見丘地区	高速道路のパーキングエリアとの連結施設の整備が可能となったことから、集団農地の市街化区域編入を可能とする特例により、連結施設を人、物、情報が集まる交通結節点として周辺開発を行い、雇用の創出や地場産業の育成等の場として活用し、地域経済の活性化を図る。
28	愛知県	名古屋市	東海地震耐震対策促進特区	名古屋市	旧基準の建物の建替え・耐震改修については、ごく一部分の増築に限った範囲しか認めていないものを、特区として、増床増築によっても耐震改修が認められる規制の特例を導入する。
29	愛知県	稲沢市	産業立地特区	大都市近郊の市街化調整区域	大都市近郊の市街化調整区域（農業振興地域）において、既存の都市基盤（高速道路のインターチェンジ等）を有効活用するため、農地法・農振法（除外面積）、都市計画法（業種、敷地面積、立地距離等）、工場立地法などの規制の特例により、産業立地を可能とし経済活性化を図る。
30	滋賀県	米原町	物流・環境共生特区(イングランドポート・グリーン特区)	米原貨物ターミナル及び米原ジャンクションを核とした米原町の圏域	鉄道、道路等の交通の結節点にあたる地域の特性を活かし、米原貨物ターミナル駅周辺における交通結節点事業の展開とあいまって、農地法、都市計画法などの取扱い権限の市町村への委譲により、農用地地域における未開発地域において、物流産業、リサイクル産業等の新産業の集積を促し、地域における雇用の創出等を図る。
31	大阪府	大阪市	新産業創造（知的ビジネス創成・集客）特区	大阪市内の都市再生緊急整備地域	大学の学部・学科の新増設に係る許可制の届出制化など大学運営に係る規制の特例を導入し、大学機能の都心への呼び戻し等による知的創造活動の活性化、研究成果を活かした新ビジネスの創出や関連企業の立地促進等による商品開発機能の向上を図るとともに、空きオフィスの住宅転用における採光規定の緩和、航空法に基づく建築物の高さ制限の緩和などに関する規制の特例を導入することにより、商業施設等集客施設の立地や都心居住の促進等による賑わいの創出などを進め、人・もの・情報が活発に交流するまちづくりを行う。

32	大阪府	豊中市	大阪空港の潜在的 外部効果を活かした 産業機能増進特区	豊中市。特に大阪 空港周辺地区	当市では、市街地における新たな開発余地が少ないことから、大阪空港周辺において、航空法による建築物の高さ規制の緩和、騒音対策のための国有の周辺敷地の地下空間利用の可能化などの規制の特例を導入し、都市空間の再生・再活性化に向けた民間投資の促進を図る。
33	愛媛県	愛媛県	松山空港周辺活性化 特区	松山空港周辺地域	松山空港周辺地域については、道路、公園等の生活基盤整備を順次進めているが、都市計画決定の際の大臣同意等の廃止等に関する規制の特例の導入により、松山空港地域活性化事業実施計画に位置づけた臨空産業ゾーン、広域交流ゾーン、快適居住ゾーンの実現を推進し、バランスの取れた活性化を図る。
34	愛媛県	今治市	西瀬戸交流特区	今治新都心第1 区、第2区	今治市の西部丘陵地で進められている新都市開発地区において、企業の設立を容易に行えるよう最低資本金の引き下げ、大学の設置基準などの規制の特例を導入し、街の早期熟成を図る。
35	愛媛県	東予市	住宅・産業創生特 区	東予市河原津地区	東予市河原津干拓地は風波による塩害等のため農業利用が進まず、遊休地化しているため、農地転用、開発許可に関する規制の特例を導入することにより、有効利用を図る。
36	東京都	㈱ピン チェン ジ	チェンジLIFE プロジェクト地区	工業が集積し、ベン チャーへの取り 組みが可能な地域	土日の職場を高齢者に開放し、高齢者が実地で研修できるようにすることで、就職のための経験を得ることができるようにする。